

米原市人権施策基本方針 概要版

米原市人権施策基本方針ってなに？

人権行政の推進に対する本市の基本姿勢を明らかにするとともに人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進するための指針として策定したものです。同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人等に関わる人権問題が依然として存在しています。また、インターネットによる人権侵害や、犯罪被害者、セクシュアル・マイノリティなどへの新たな人権問題も発生しています。こうした人権侵害が行われることなく、一人一人の人権が尊重される社会を実現するため、米原市人権意識調査の結果や審議会での議論を踏まえ、米原市人権施策基本方針を2009年に策定し、2020年に社会情勢の変化に伴う見直し等のために第2次改訂をしました。



人権施策基本方針って何が書いてあるの？

様々な人権問題を解決させることを目標に、市が取り組むべき施策の指針として、人権問題における分野ごと示しています。人権問題の分野は次のとおりです。

—人権問題の分野—

同和問題・子どもの人権・女性の人権・高齢者の人権・障がい者の人権・外国人の人権・生活困難者の人権・その他様々な人権

また、それらの施策を取り組むときの基本的な人権尊重の基本理念や、推進方法および推進体制等について記しています。

今回の改訂のポイントは？

差別を解消するための3つの法律（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）の施行をはじめとする様々な人権関連の法整備が前改訂以降に行われました。

また、インターネットによる人権侵害、子どもの貧困、多様なハラスメント、セクシュアル・マイノリティの人権、外国籍市民の増加に伴う多文化共生社会の実現等、新たに顕在化した問題への一層の対応が求められるなど社会情勢の変化が起きている。

これらに対応することや、最新の人権意識調査結果の反映や人権施策の推進体制の見直しのための改訂となっています。



第1章 人権尊重の基本理念 P1~P2

市民参加と協働のまちづくりを進め、年齢、性別、国籍、障がいの有無など、人々の様々な個性や違いを超えて、多様な主体が共生できる地域社会を実現することが求められています。

持続可能な開発目標 (SDGs)

国連サミットでは、2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの「持続可能な開発目標 (SDGs)」が示されました。



第2章 人権意識の高揚を図るための施策について P3~P7

人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚・意識を十分身に付けることができるよう、人権教育推進協議会の取組をはじめ、あらゆる場を通じて、人権教育および人権啓発を推進します。

- | | | | | |
|--------------|-----------|----------|-------------|----------|
| 1 人権教育の推進... | (1) 就学前教育 | (2) 学校教育 | (3) 社会教育 | (4) 家庭教育 |
| 2 人権啓発の推進... | (1) 市民啓発 | (2) 企業啓発 | (3) 啓発教材の活用 | |

第3章 人権問題における分野ごとの施策について P8~P27

人権問題は社会のあらゆる分野で多岐に渡り広がっています。そうした中、それらの歴史や特性に十分に配慮し、教育・啓発から相談・支援まで、途切れのない取組が必要とされています。

また、人権問題に直面している人々は複合的な困難を強いられている場合が多くあります。こうした視点を持ち、差別されている当事者の背景にある課題や複合的な困難に対する認識を深めながら施策を推進していきます。

1 同和問題 P8~P10

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、偏見と差別意識の解消のための施策を推進します。

- 相談体制の充実 ● 同和教育の推進 ● 啓発活動の推進 ● 部落差別の実態把握 ● えせ同和行為の排除

2 子どもの人権 P10~P12

社会全体が一体となって未来を担う子どもたちの人権を尊重し、子どもの育成、児童虐待やいじめなどの防止、家庭や地域における啓発活動や青少年の健全育成のための施策を推進します。

- 子どもの人権を守るための啓発 ● 就学前保育・教育 ● いじめや虐待防止等への取組の推進
- 子育て支援サービスの充実 ● 子どもの相談体制の充実と周知 ● 子どもの安全を守るネットワークの強化
- 子どもの貧困対策の推進

3 女性の人権 P13~P15

性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会に向けて施策を推進します。

- 男女平等の意識づくり ● 男女平等のための教育・学習 ● 男女平等の社会づくり
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ● 相談体制の充実と周知 ● ワーク・ライフ・バランスの推進

4 高齢者の人権 P15~P17

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、高齢者の権利が守られる人権を尊重した施策を推進します。

- 安心ネットワークの構築 ● 認知症高齢者対策の充実 ● 地域包括ケア対策の充実
- 高齢者の生きがい活動・社会参加の促進 ● 誰もが暮らしやすいまちづくり

5 障がい者の人権 P17～P19

「障がい」を社会の側の課題として捉える視点を持ち、障がい者の権利を擁護する施策を推進します。

- 障がいと障がいのある人への理解促進 ●社会参加の支援と雇用・就業の促進 ●保健・医療と生活支援の充実
- 安心して暮らせるまちづくり ●相談体制の充実と周知 ●人権教育・人権啓発の充実

6 外国人の人権 P20～P22

国籍や文化の違いに関わらず、同じ米原市民として互いを理解し、日本人も外国人も共に地域社会を支える主体となるような活力ある多文化共生社会に向けて施策を推進します。

- 外国籍市民への生活支援 ●ボランティア等の育成 ●多文化共生意識の醸成 ●災害時の情報提供
- 外国籍市民の子どもの教育の充実 ●多文化共生推進プランの策定

7 生活困難者の人権 P22～P23

市民の安心な暮らしを保障するために、生活保護制度の運用やその前段階からの包括的な相談支援体制を構築し、福祉施策と雇用施策が相まった自立支援に取り組みます。

- 生活保護受給者の自立支援 ●生活困窮者の自立支援
- 生活困窮者の自立支援に向けた庁内外の相談体制の構築

8 その他様々な人権 P23～P27

私たちの周りには様々な人権問題が起きています。多様性を認め合い、偏見や差別をなくすための施策を推進します。

- H I V感染者の人権 ●セクシュアル・マイノリティの人権 ●刑余者の人権 ●インターネット等による人権侵害
- 災害と人権 ●個人のプライバシーの保護 ●犯罪被害者とその家族の人権 ●ハンセン病元患者の人権
- アイヌの人々の人権 ●職場等における多様なハラスメント ●求職者の人権
- 新たな人権問題の性質や状況に応じた施策の検討

第4章 その他人権施策を推進するために必要なこと P28～P30

1 推進体制の充実 P28

全庁的な組織である「米原市人権尊重のまちづくり推進本部」を中心に、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

(1) 市の推進体制

人権総合センターをあらゆる人権課題の解決のための拠点として位置付け、各種事業を総合的に推進します。

(2) 関係機関との相互連携

国、県、近隣市等の行政機関に加え、人権尊重のまちづくり審議会や人権教育推進協議会と密接な連携を図り相互に協力します。

2 人権擁護の推進 P28

相談窓口の充実と周知に努めるとともに、被害者救済の対応充実と強化に積極的に取り組みます。

(1) 相談窓口の充実

地域社会に根ざした人権擁護活動を推進するため、人権擁護委員や人権擁護推進員との連携を図ります。

(2) 人権侵害に対する救済

人権侵害救済制度の早期確立と適切な運用を国に要望します。

3 推進計画の策定および基本方針の見直し P29～P30

社会情勢の変化等を勘案し、基本方針の見直しを行うとともに、全ての人権分野における実態把握（実態調査の実施）や施策の具体的な実施を示した推進計画の策定に努めます。

～考えてみましょう～ あなたならどうしますか？

ケース1 外国人の人権



市内には様々な国にルーツをもつ市民がおられ、生まれた国や育った環境によって言葉や文化、習慣に違いがあります。

お互いの違いを認め合い地域や社会で共に生きていく多文化共生のまちにするためには、どうしたらよいでしょうか。

ケース2 女性の人権



人権意識調査では、市民のおよそ3人に1人が「男は男らしく、女は女らしく育てるべきだ」という考え方に肯定的です。

「男だから、女だから」と性別だけで立場や役割を決めつけていませんか。

ケース3 インターネット等による人権侵害



インターネットや電子メール、SNS を利用した誹謗中傷など個人や集団にとって有害な情報が流れています。

自分が情報を発信するときに、トラブルにならないためには、どのようなことに気をつければよいでしょうか。

米原市公式ウェブサイトでも、米原市人権施策基本方針や人権意識調査の結果を見ることができます。

米原市人権施策基本方針

<https://www.city.maibara.lg.jp/soshiki/soumu/jinken/jinken/housin/3552.html>



人権意識調査（2017年）

<https://www.city.maibara.lg.jp/sosiki/soumu/jinken/jinken/3563.html>



※スマートフォン・タブレット等でQRコードを読み取るとそれぞれのページに行くことができます。

米原市人権施策基本方針概要版 令和3年3月

発行 米原市総務部人権政策課

〒521-8501 滋賀県米原市下多良三丁目3番地

電話 0749(52)6629 Fax0749(52)4539 E-mail jinsui@city.maibara.lg.jp